

令和6年1月15日

水管理・国土保全局 治水課

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

もがみがわ いしこざわがわ
最上川水系石子沢川等の特定都市河川指定に向けて
流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、最上川水系石子沢川等の特定都市河川指定に向けた関係者[※]への事前の意見聴取を実施します。

※最上川水系石子沢川等の流域をその区域に含む山形県および県内の2町の長

1. 意見聴取の概要

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、一級河川最上川水系石子沢川等の計2河川の流域をその区域に含む山形県及び県内の2町の長あてに、令和6年1月17日より特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しますのでお知らせします。

2. 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 : 特定都市河川等の指定

（添付資料）

別紙	最上川水系石子沢川等の概要
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

問合せ先：

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

野口 暁浩（内線 35-564）
泉 あかり（内線 35-538）

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432

橋本 翼（内線 34-323）
丸山 達也（内線 34-314）